

証券コード：8894  
平成30年1月10日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号  
株式会社 原 弘 産  
代表取締役社長 岡 本 貴 文

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である平成30年1月25日（木曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年1月26日（金曜日）午後2時00分（受付開始：午後1時30分）  
※前回定時株主総会日（平成29年5月26日）に相当する日と離れていますのは、当社の決算期を2月末日から10月末日に変更したことに伴うものです。  
また、開催時間も変更しておりますのでご注意ください。
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル2階 飛翔の間
3. 目的事項  
報告事項 第32期（平成29年3月1日から平成29年10月31日まで）事業報告及び  
計算書類の内容報告の件  
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額  
設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

- 
- ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - 定時株主総会後に株主の皆様にお送りしております本株主総会に係る決議通知につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）へ掲載させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年3月1日から  
平成29年10月31日まで)

当社は、平成29年5月26日の第31回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月末日から10月末日に変更いたしました。

これにより、当第32期事業年度が平成29年3月1日から平成29年10月31日までの8ヶ月となったため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、近隣国との政治的緊張の高まり等の懸念材料はあるものの、日本政府による経済政策等を背景として、企業業績や雇用情勢の改善が見られており、緩やかな回復基調で推移いたしました。

不動産業界におきましては、新設住宅着工件数や地価公示の動向等から、地方圏を含めた業界の事業環境が回復基調にあり、好転しているものと思われま

す。このような状況下、再建に向けた施策として、事業効率を最大化するために①決算期の変更、②長府店の閉鎖を決定、実行いたしました。また、主な営業活動は、不動産賃貸管理事業における斡旋活動、管理物件取得や営繕工事の提案・実行等に注力し、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売、建売売却に向けた営業活動、新たに建売2戸の用地を仕入れたこと等です。業務効率改善や経費圧縮により赤字幅は一層の圧縮が進みましたが、販売用不動産を簿価以下で売却決定したことや固定資産の減損損失といった一時的な損失を計上することとなりました。

その結果、当事業年度におきましては、売上高は5億5千6百万円、営業損失は2千7百万円、経常損失は3千9百万円、当期純損失は10億3千3百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売上高	構成比
不動産分譲事業	56,609	10.2%
不動産賃貸管理事業	499,931	89.8%
合 計	556,540	100.0%

① 不動産分譲事業

建売1戸を売却、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売、中古マンション等の仲介に注力いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は5千6百万円、営業損失は4千万円となりました。

② 不動産賃貸管理事業

賃貸物件の斡旋活動、物件管理、ウィークリー事業、営繕工事獲得等に注力いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は4億9千9百万円、営業利益は1億1千3百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

単位：千円

区 分	第 29 期 平成 27 年 2 月 期	第 30 期 平成 28 年 2 月 期	第 31 期 平成 29 年 2 月 期	第32期(当期) 平成 29 年 10 月 期
売 上 高	4,498,564	2,461,009	827,597	556,540
当期純損失(△)	△579,357	△507,828	△105,844	△1,033,641
1株当たり 当期純損失(△)	△14.84円	△6.96円	△1.44円	△14.03円
総 資 産	5,083,215	3,115,475	2,959,861	1,920,816
純 資 産	1,609,470	1,207,541	1,107,441	70,268
1株当たり純資産額	22.70円	16.36円	15.03円	0.95円

第32期(当期)につきましては、事業年度の変更に伴い、平成29年3月1日から平成29年10月31日までの8ヶ月間となっております。

(9) 対処すべき課題

当社は、更なる財務体質の改善、黒字化、事業を継続・発展させるための人材確保を喫緊の課題として捉えております。経営改善に向けては、①決算期の変更、②長府店の閉鎖を決定、実行し、業務効率の改善を図りました。一方で、人材確保については、パート採用等を積極的に取り入れることで一定の成果があったものの、必要人材を確保できていない面も顕在化しております。経営改善により魅力的な会社を作り、採用面にも良い効果を出していく考えです。

また、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年10月31日現在）

事業部門	事業内容
不動産分譲事業	マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の 販売・仲介
不動産賃貸管理事業	賃貸物件の管理、斡旋

(12) 主要拠点等（平成29年10月31日現在）

本社	山口県下関市細江町二丁目2番1号
下関本店	山口県下関市幡生宮の下町26番1号
山口支店	山口県山口市平井706
新下関店	山口県下関市一の宮本町二丁目12番26号

(13) 従業員の状況（平成29年10月31日現在）

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	23名	2名増	40.48歳	5.57年
女 子	7名	—	46.29歳	11.81年
合計又は平均	30名	2名増	41.83歳	7.03年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)の期中平均雇用人員8名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況（平成29年10月31日現在）

借 入 先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	526,060千円
株式会社山口銀行	366,000千円
株式会社りそな銀行	305,152千円
独立行政法人住宅金融支援機構	209,047千円
西中国信用金庫	120,000千円
株式会社日本政策金融公庫	16,043千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 175,000,000株

(注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式175,000,000株、第1種優先株式29,550,000株であります。

(2) 発行済株式の総数 73,688,532株(自己株式3,866株を除く。)

(注) 第1種優先株式は発行しておりません。

(3) 当期末株主数 9,031名(前期末比861名減)

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
平 松 裕 将	普通株式 4,824千株	6.54%
株式会社フージャースホールディングス	普通株式 1,388千株	1.88%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普通株式 1,253千株	1.70%
出 口 保 幸	普通株式 1,250千株	1.69%
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	普通株式 1,199千株	1.62%
UBS AG SINGAPORE	普通株式 1,000千株	1.35%
四 元 秀 一	普通株式 1,000千株	1.35%
株 式 会 社 S B I 証 券	普通株式 986千株	1.33%
藤 井 昭	普通株式 831千株	1.12%
清 水 俊 光	普通株式 722千株	0.98%

(注) 持株比率は自己株式(3,866株)を控除して算出しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（平成29年10月31日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成29年10月31日現在）

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 貴 文	
取 締 役	板 井 均	
取 締 役	津 野 浩 志	
取 締 役	小 川 栄 一	(株)エーワンコーポレーション 代表取締役 (株)フージャースコーポレーション 代表取締役
取 締 役	伊久間 努	
常 勤 監 査 役	福 田 享	
監 査 役	沖 田 哲 義	弁護士、沖田法律事務所代表
監 査 役	大 原 邦 夫	税理士、大原邦夫税理士事務所代表

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

就任

平成29年5月26日開催の第31回定時株主総会において、伊久間努氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 取締役小川栄一氏及び伊久間努氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役福田享氏、沖田哲義氏及び大原邦夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
4. 監査役大原邦夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役沖田哲義氏は、沖田法律事務所代表を兼務しております。また、監査役大原邦夫氏は、大原邦夫税理士事務所代表を兼務しております。
6. 取締役小川栄一氏、伊久間努氏及び監査役大原邦夫氏は、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	5名	18,280千円	(うち社外取締役2名4,060千円)
監 査 役	3名	5,600千円	(うち社外監査役3名5,600千円)
合 計	8名	23,880千円	

(注) 平成13年2月6日開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。) 監査役の報酬限度額は、100,000千円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役小川栄一氏は㈱エーワンコーポレーションの代表取締役、及び㈱フージャースコーポレーションの代表取締役を兼任しております。なお、当社と㈱フージャースコーポレーションとの間で分譲マンションの販売代理契約を締結しております。

社外監査役沖田哲義氏と当社との間で法律顧問契約を締結しております。

### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 川 栄 一	当期開催の取締役会には、8回（定時3回、臨時5回）のうち5回（定時3回、臨時2回）に出席し、会社経営に関わった経験上の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	伊久間 努	平成29年5月26日付で当社取締役就任し、就任後開催された取締役会5回（定時2回、臨時3回）全てに出席し、会社経営に関わった経験上の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	福 田 享	当期開催の取締役会8回（定時3回、臨時5回）全てに出席しました。 また、監査役会8回（定時3回、臨時5回）全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	沖 田 哲 義	当期開催の取締役会には、8回（定時3回、臨時5回）のうち6回（定時3回、臨時3回）出席しました。 また、監査役会8回（定時3回、臨時5回）のうち6回（定時3回、臨時3回）に出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	大 原 邦 夫	当期開催の取締役会には、8回（定時3回、臨時5回）のうち4回（定時2回、臨時2回）、また、監査役会8回（定時3回、臨時5回）のうち4回（定時2回、臨時2回）に出席し、税理士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人元和

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結していません。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

#### I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役・使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役の直属部門として業務監査室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査役らに報告する。
- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。なお、業務監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

#### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」、「リスク管理規程」等を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。

- (2) 業務監査室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規則により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

#### V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画室が統括するものとし、経営企画室担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の仕事の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の管理を統括する当社の経営企画室が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①子会社は、当社の「危機管理規程」、「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともに対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。
- ②当社の業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の所定の機関に報告する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの年度計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。
- ②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。

**VI. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査役の意見を聴取するものとする。
- (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えると同時に、それを妨げてはならないものとする。

**VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

- (1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査役へ適宜適切に報告するものとする。

- ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
- ②リスク管理の状況
- ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
- ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
- ⑥その他上記①～⑤に準じる事項

(3) 当社の業務監査室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査役に対して報告を行う。

#### **VIII. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 当社は、前項に定める監査役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。
- (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の業務監査室、又は当社の監査役に対して報告を行った者に関しても、前述（1）と同様の扱いとする。

#### **IX. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- (1) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、前払いまたは償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

#### **X. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

- (3) 当社の代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

### ①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、新たに経営会議を立ち上げ、詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

### ②リスク管理体制について

代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を必要に応じて開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確認しております。また、不定期ではあるものの、自らの業務や部門内外にあるリスクが顕在化していないかを全社員にチェックさせ、所属長を通じて業務監査室へチェック結果を提出することとしております。

### ③内部監査の実施について

内部監査を担当する業務監査室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

### ④監査役の職務の執行について

監査役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査役会では、取締役会の運営内容の確認や各監査役との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する業務監査室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積にすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き、業績の回復に向けて、全社をあげて対処してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	342,901	流動負債	1,568,211
現金及び預金	198,649	営業未払金	14,468
営業未収入金	10,395	短期借入金	1,213,255
商売用不動産	288	1年内返済予定の長期借入金	126,315
仕掛販売用不動産	108,484	未払金	73,471
前払費用	21,575	未払法人税等	472
未収入金	2,534	未払消費税等	5,209
その他	7,988	預り金	122,022
貸倒引当金	3,567	賞与引当金	8,510
	△10,582	その他	4,485
固定資産	1,577,914	固定負債	282,336
有形固定資産	1,535,361	長期借入金	202,731
構築物	796,655	退職給付引当金	18,866
構築物	346	預り敷金保証金	53,035
車両運搬具	1,895	その他	7,702
工具器具備品	7,107	負債合計	1,850,548
土地	729,357	(純資産の部)	
無形固定資産	7,372	株主資本	62,148
ソフトウェア	3,106	資本金	500,000
電話加入権	4,265	資本剰余金	597,753
投資その他の資産	35,180	資本準備金	50,000
投資有価証券	13,176	その他資本剰余金	547,753
出資	950	利益剰余金	△1,033,641
破産更生債権等	213,607	その他利益剰余金	△1,033,641
敷金・保証金	21,054	繰越利益剰余金	△1,033,641
貸倒引当金	△213,607	自己株式	△1,963
		評価・換算差額等	8,119
		その他有価証券評価差額金	8,119
資産合計	1,920,816	純資産合計	70,268
		負債及び純資産合計	1,920,816

# 損 益 計 算 書

(平成29年3月1日から  
平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額		
売	上	高							
不賃	動貸	産事	販業	売収	高入				
						56,609			
売	上	原		価		499,931		556,540	
不賃	動貸	産事	販業	売原	価				
						36,531			
た	な	卸	資	産評	価	387,267			
						25,427		449,226	
売	上	総	利	益				107,314	
販	売	費	及	び	一	般	管	理	
									134,751
営	業	損	失					27,436	
営	業	外	収	益	当	金			
	受	取	利	息	及	び	配	金	
	為	受	替	手	差	数	料	他	
							212		
							7,404		
							1,941		
営	業	外	費	用				13,562	
	支	倒	引	当	の				
	貸	倒	引	当	の				
						18,926			
						6,478			
						405		25,810	
経	常	損	失					39,684	
特	別	損	失						
	固	定	資	産	除	却	損	失	
	店	舗	閉	鎖	損	失	失	失	
	減	損	損	損	損	損	損	失	
							43		
							3,671		
							989,937	993,652	
税	引	前	当	期	純	損	失	1,033,337	
法	人	税	住	民	税	及	び	事	
									304
当	期	純	損	失				1,033,641	

# 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から  
平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,550,000	50,000	—	50,000	111,426	△613,672	△502,246
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失						△1,033,641	△1,033,641
減 資	△1,050,000		1,050,000	1,050,000			
欠 損 填 補			△502,246	△502,246	△111,426	613,672	502,246
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	△1,050,000	—	547,753	547,753	△111,426	△419,968	△531,394
当 期 末 残 高	500,000	50,000	547,753	597,753	—	△1,033,641	△1,033,641

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,961	1,095,792	11,649	11,649	1,107,441
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失		△1,033,641			△1,033,641
減 資					
欠 損 填 補					
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△3,529	△3,529	△3,529
当 期 変 動 額 合 計	△2	△1,033,643	△3,529	△3,529	△1,037,173
当 期 末 残 高	△1,963	62,148	8,119	8,119	70,268

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において80,567千円の営業損失を計上し、当事業年度においても27,436千円の営業損失を計上いたしました。さらには、一部の金融機関等からの借入に関し、期限延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、これらの状況を早急に解消するため、以下の施策を実施しております。

#### ①財務面について

物件を売却して有利子負債の圧縮を進めてまいりましたが、賃料収入がある物件をこれ以上売却することは、黒字化に向けた施策とは逆行するため、原則いたしません。なお、資金繰りへの影響が軽微なたな卸資産については個別対応してまいります。今後は、金融機関に対しては、再建に向けたご協力を得るべく、個別に交渉を続けていく方針です。

また、金融機関等からの借入に関し、事前に状況説明を行った上で元金弁済及び利息の支払いを延滞しておりますが、一部の金融機関等とは期日延長を実行しております。実行に至っていない先に関しては、引き続き期日延長や今後の弁済方法等を含めて協議してまいります。

#### ②事業活動について

不動産分譲事業につきましては、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売契約を締結、販売を開始し、顧客への契約・販売により手数料収入を計上しております。また、建売については、年間4棟程度を計画、販売していく方針であります。今期より、従来からの売買仲介事業に加え、中古住宅の再生再販に注力した事業展開を図っていく見込みです。

不動産賃貸管理事業につきましては、管理システムの入替による業務効率改善を図り、管理会社としての体制を整え、「管理」における手数料収入等の増加を目指します。また、ウィークリー事業では、住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）の施行がありますが、従来どおりの運営を計画しており、同法に係る事業展開については、検討課題としております。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

- ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。
- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。
- (7) 表示方法の変更  
（損益計算書）  
前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。
- (8) 追加情報  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 3. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	791,555千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	21,633千円
建物	772,814千円
構築物	346千円
土地	706,128千円
計	1,500,921千円
上記に対応する債務	
短期借入金	908,103千円
長期借入金	329,047千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	1,237,150千円

### 4. 損益計算書の注記

#### (1) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額 (千円)
山口県	事業用資産及び共用資産	建物	512,613
		構築物	222
		車両運搬具	1,219
		工具器具備品	4,573
		土地	469,309
		ソフトウェア	1,998
合計			989,937

①減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じた損益の継続的なマイナスの計上により、事業用資産及び共用資産について減損損失を認識しております。

②資産のグルーピングの方法

継続的な収支の把握を行っている管理会計上の事業単位区分に基づき資産のグルーピングを行っております。また、事業共通で使用する資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

③回収可能価額の算定方法

当該資産の回収可能価額は、使用価値より測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算定しております。

## 5. 株主資本等変動計算書の注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	73,692,398	—	—	73,692,398

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,786	80	—	3,866

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加

80株

## 6. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	51千円
賞与引当金	2,611千円
退職給付引当金	5,746千円
貸倒引当金	68,288千円
たな卸不動産	30,035千円
減損損失	301,535千円
税務上の繰越欠損金	2,974,657千円
その他	22,743千円
繰延税金資産小計	<u>3,405,669千円</u>
評価性引当額	<u>△3,405,669千円</u>
繰延税金資産合計	<u>一千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>3,556千円</u>
繰延税金負債合計	<u>3,556千円</u>
繰延税金負債純額	<u>3,556千円</u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった  
主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

## 7. 金融商品の注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社は、主に不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業を行うための資金及び運転資金等について、主に銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、主に不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業を行うことを目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で25年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に則り、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	198,649	198,649	—
(2) 営業未収入金	10,395		
貸倒引当金	△862		
	9,533	9,533	—
(3) 破産更生債権等	213,607		
貸倒引当金	△213,607		
	—	—	—
(4) 投資有価証券	13,176	13,176	—
資産計	221,358	221,358	—
(1) 営業未払金	14,468	14,468	—
(2) 短期借入金	1,213,255	1,213,255	—
(3) 長期借入金(※)	329,047	360,942	31,894
負債計	1,556,770	1,588,665	31,894

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金  
預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 営業未収入金  
短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 破産更生債権等  
回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。
- (4) 投資有価証券  
投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 営業未払金及び(2) 短期借入金  
短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金  
元利合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0千円
出資金	950千円
敷金・保証金	21,054千円
預り敷金保証金	53,035千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(注3) 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	198,649	—	—	—
営業未収入金	10,395	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業未払金	14,468	—	—	—	—	—
短期借入金	1,213,255	—	—	—	—	—
長期借入金	126,315	6,499	6,689	6,884	7,085	175,571

## 8. 賃貸等不動産の注記

### (1) 賃貸等不動産の概要

当社は、山口県その他の地域において、賃貸用の土地及び施設を有しております。平成29年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は73,042千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,522,553	△1,004,315	1,518,238	1,622,166

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当事業年度増減額のうち、増加は無く、主な減少要因は減損損失、減価償却であります。  
 3. 当事業年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 関連当事者との取引の注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員及 びその 近親者	岡本 貴文	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接0.01	被債務保証	被債務保証 (注)1	208,527	—	—

- (注) 1. 当社は金融機関等からの債務に対して、岡本貴文から個人として債務保証を受けておりま  
す。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っていません。  
2. 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。

## 10. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額 0円95銭  
(2) 1株当たり当期純損失 14円03銭

## 11. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

## 13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月14日

株式会社原弘産  
取締役会御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 由 久 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社原弘産の平成29年3月1日から平成29年10月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において80,567千円の営業損失を計上し、当事業年度においても27,436千円の営業損失を計上している。また、一部の金融機関等からの借入に関し、期限延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成29年10月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人・監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月19日

株式会社 原弘産 監査役会

常勤監査役 福田 享 ㊟

監査役 沖田 哲義 ㊟

監査役 大原 邦夫 ㊟

(注) 監査役福田享、沖田哲義及び大原邦夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるために新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 業務提携により取扱いを開始した電力需給契約の幹旋業務について新設するものであります。
- (4) 上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 36. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>37. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 36. (現行どおり)</p> <p><u>37. 電力需給契約の幹旋業務</u></p> <p><u>38. 上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p>

<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li><u>2. 監査役</u></li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li><u>4. 会計監査人</u></li> </ol>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li><u>2. 監査等委員会</u></li> <li>(削除)</li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol>
<p>(優先配当金)</p> <p>第10条の3 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 当社は、第28条に基づき中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の間配当(以下「本優先中間配当金」という。)を行なう。</li> </ol>	<p>(優先配当金)</p> <p>第10条の3 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 当社は、第30条に基づき中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に対して行なうのと同額の間配当(以下「本優先中間配当金」という。)を行なう。</li> </ol>
<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></li> </ol>
<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (条文省略)</li> </ol>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. (現行どおり)</li> </ol>

<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第21条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任の限度を法令の定める額とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>5. (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)  <u>第23条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の<u>重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 五 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)  <u>第 22 条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第 五 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(選 任)  <u>第23条</u> 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任 期)  <u>第24条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)  <u>第25条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(監査役会)</p> <p>第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(権限)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集手続き)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)  <u>第28条</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第<u>27</u>条～第<u>30</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>29</u>条～第<u>32</u>条 (現行どおり)</p>

**第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	おかもとたかふみ 岡本貴文 (昭和52年3月10日)	平成12年5月 当社入社 平成18年3月 当社 営業統括部(現:営業部)課長 平成20年3月 当社 不動産開発部(現:営業部)部次長 平成28年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:営業部)シニアマネージャー 平成28年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)	普通株式 21,600株	—
2	いたいひとし 板井均 (昭和37年8月25日)	昭和60年4月 ㈱東芝入社 平成5年4月 ㈱板井工務店入社 平成10年4月 ㈱板井工務店代表取締役 平成18年6月 当社入社 平成21年5月 当社 不動産開発部(現:営業部)課長 平成28年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:営業部)シニアマネージャー 平成28年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 6,900株	—
3	つのひろし 津野浩志 (昭和58年4月7日)	平成16年4月 当社入社 平成26年7月 当社 経営企画室(現:経営企画課)リーダー 平成28年7月 当社 経営企画室(現:経営企画課)マネージャー 平成28年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 8,600株	—

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の 数	当社との特別の 利害関係
1	※ ふく だ すずむ 福田 享 (昭和22年4月10日)	昭和45年4月 下関信用金庫(現:西中国信用金庫)入庫 平成19年10月 ㈱にししんビジネス入社 平成26年5月 当社常勤監査役(現任)	—	—
2	※ ほし やま とし ひで 星山 敏 秀 (昭和43年4月10日)	平成8年6月 ㈱ライク(現:㈱リプライス)設立 代表取締役就任 平成12年2月 ㈱I B C(現:㈱プロスター)設立 代表取締役就任(現任) 平成21年7月 ㈱リスタート設立 代表取締役就任(現任) 平成29年8月 T R Yビルディング㈱ 代表取締役就任(現任)	—	—
3	※ うら たか ゆき 浦 隆 行 (昭和57年3月15日)	平成21年1月 野田公認会計士事務所 入所 平成28年12月 会計事務所Backbone設立 所長就任(現任)	—	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 福田享氏、星山敏秀氏及び浦隆行氏は、社外取締役候補者(非常勤)であります。なお、当社は、星山敏秀氏及び浦隆行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として届け出る予定であります。  
 3. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性については次のとおりです。  
 ① 福田享氏は、平成26年5月から監査役を務めており、下関信用金庫(現:西中国信用金庫)において培われた専門的な知識・経験等を生かし、当社監査役として経営全般の監視及び有効な助言を行っております。業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締

役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- ② 星山敏秀氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③ 浦隆行氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び経験から、客観的かつ適切な意見をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額を年額7千万円以内とすることにつきお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内とすることにつきお願いするものであります。

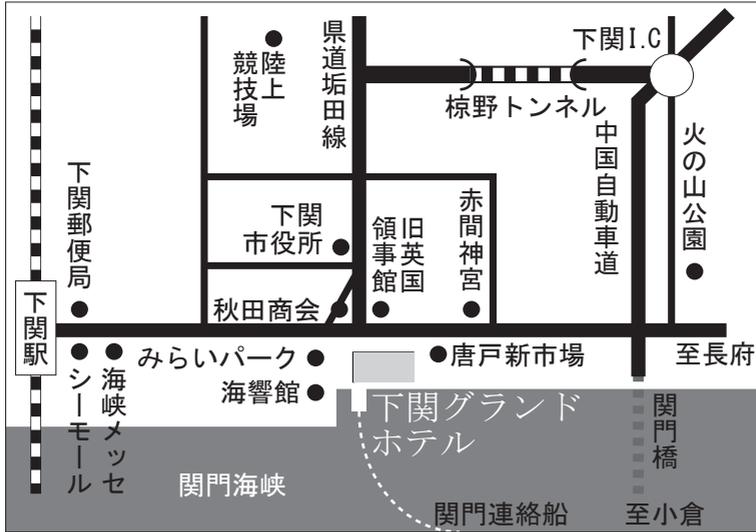
第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

—MEMO—

## 株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル 2階 飛翔の間  
新下関駅（新幹線）より車で20分  
下関駅（山陽本線）より車で5分  
下関I.C.より車で15分  
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。